

永田クラブ
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成 19 年 8 月 2 日
内閣府食品安全委員会事務局

「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価付属文書（案）」についての御意見・情報の募集について

標記の件について、別紙のとおり、平成 19 年 8 月 2 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間、御意見・情報の募集を行いますのでお知らせします。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局
評価課 横田、白銀
電話：03-5251-9163 又は 9164

この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、審議結果（案）は添付されていません。食品安全委員会のホームページ掲載の審議結果（案）をご覧ください。

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/> から、「意見募集等」コーナーへ。

(別紙)

「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価付属文書(案)」についての御意見・情報の募集について

平成19年8月2日
内閣府食品安全委員会事務局評価課

概要

平成19年7月24日に開催された食品安全委員会微生物(第23回)・ウイルス(第15回)合同専門調査会において、「食品を媒介する微生物に関する食品健康影響評価指針付属文書(案)」が取りまとめられ、同案については、広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会に報告することとなりました。

つきましては、「食品を媒介する微生物に関する食品健康影響評価指針付属文書(案)」(別添)について、御意見・情報を募集いたします。御意見・情報については、科学的な根拠となるものや出典等についてもお知らせいただければ幸いです。(電話による御意見・情報の提出は御遠慮下さい。)

なお、お寄せいただいた御意見・情報に対して個別の回答は致しかねますこと、また、お寄せいただいた御意見・情報については公開させていただくことがありますので、その旨御了承願います。

意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- | | | | |
|--|------------|--------|--|
| (1) 「食品を媒介する微生物に関する食品健康影響評価指針付属文書(案)」についての御意見・情報について | | | |
| (2) 氏名(法人の場合は会社名/部署名等) | (3) 職業 | (4) 住所 | |
| (5) 電話番号 | (6) 御意見・情報 | | |

【宛先】 内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「遺伝子組換え食品の食品健康影響評価」意見募集担当宛

電子メールの場合：

<http://www.iiijnet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-fbbacvir71.html>

ファックスの場合：03-3591-2236

郵送の場合：〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
ブルデンシャルタワー6階

なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「食品を媒介する微生物に関する食品健康影響評価指針付属文書(案)」についての意見・情報」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 平成19年8月31日(金) 17:00 必着

【提出上の注意】

提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人の場合は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、意見・情報がどのような立場からのものかを確認するため等、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合がございます。

電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。